

令和3年5月17日

金融庁監督局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記改正案（令和3年4月16日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-3-2-1-1 許可の可否 (3) 許可が不要である場合 等	令和3年2月22日付でパブリックコメントに付されている「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（案）」の「V-2-1-1-1 登録の可否」「(3) 登録が不要である場合」「②」には、「銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えない」との記載がある。銀行代理業についても、「銀行から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えない」という理解でよいか。

以上